

タイトル	ドイツの「原子力村」と安全規制の政治争点化(2)
著者	本田, 宏; HONDA, Hiroshi
引用	北海学園大学法学研究, 52(2): 145-188
発行日	2016-09-30

ドイツの「原子力村」と安全規制の政治争点化（Ⅱ）

本 田 宏

目 次

3. 全国政治化する州の政争と核燃料工場問題
- 3・3 緑の党の現実路線への転換と全国初の「赤緑」州政権
4. 原子力施設の事故・不祥事の政治的影響
- 4・1 チェルノブイリ原発事故と原子力監督体制の再編
- 4・2 核燃料工場をめぐる連邦・州間紛争の激化
- 4・3 核燃料工場の労働災害と労働組合
- 4・4 核燃料工場の終焉——企業不祥事と州の脱原子力行政
5. 総括——原子力安全規制の政治争点化の条件

文献（3・3以降）

3. 全国政治化する州の政争と核燃料工場問題

3・3 緑の党の現実路線への転換と全国初の「赤緑」州政権

一九八三年九月二五日、前回の一年後に行なわれた州議会選挙でSPDは四六・二%の得票率で五一議席を得て、第一党の座を取り戻した。SPDは、連邦政府の緊縮政策が低所得層に及ぼすしわ寄せや核ミサイル配備に対する有権者の不安に訴え、保守・自由連邦政権への対抗力の必要性を説いた。また環境保護への投資による雇用創出効果を宣伝すると同時に原子力の積極的推進からは距離を置くことで、緑の党の潜在的支持層と労働者層の両方への配慮を見せた。FDPはCDU州党代表ヴァルマンの積極的支持のおかげで議会に返り咲き、七六%で八議席を得たが、今度CDUの方が三九・四%、四四議席に落ち込み、両党合計しても過半数五五に達しなかった。

緑の党は前回に比べ二・一%を失い五・九%、議席数では二議席を失い七議席に落ち込み、特に開発事業反対運動の地元で得票率減少が顕著だった。西滑走路建設の地元、グロス・ゲラウ都の二つの選挙区ではなおも一〇%を超えたものの、それぞれ五・一%と七・二%減らした。また核燃料再処理工場の計画が撤回され運動が収束したヴァルデック・フランケンベルク郡の選挙区では九・二%も減らし、支持率五%にも届かなかった。これに対しライン・マイン地域や大学のあるカッセル市とギーセン市の選挙区では得票減少は小幅にとどまった¹⁾。

選挙後、フランクフルト市議会の原理派は、緑の党の敗北の原因がSPDとの距離を十分とらなかったこと、また想像性に富む直接行動の不足のせいにした。しかし「草の根」が下した審判は異なっていた。世論調査によると一九八三年選挙前のヘッセンの有権者のうち、緑の党支持層の八三%がSPDとの連立を支持していた(Bürklin et al. 1984: 238-240, 244-247)。従って州議会選挙の敗北から緑の党議員団が得た教訓は明らかだった。州政府・与党SP

Dとの政策交渉を全面的に排除し続けても、環境破壊的な開発事業を止めることができず、住民運動や有権者の支持を失い、得票率5%の突破さえ危ういこと、具体的成果を上げるための交渉を行う必要があるという教訓である。

選挙の一週間後、一九八三年一〇月一日にフルダ市近郊の町ペーテルスブルクのマールバッハで州党大会が開かれた。現実路線への転換を求める複数のグループは、議会でのSPDとの「持続的提携」を目指した交渉を唱える州議会議員ケアシュゲンス(Karl Kerschgens)の動議に一本化され、採決に参加した党員の八割の支持を得た。これに対し原理派の出した動議は、一九八三年度州予算を拒否し、SPDとの交渉どころか「対話」の申し入れもしないという内容に後退していた。この大会以後、原理派に対抗して党大会での多数派を維持するため、事前の説得と動員を担う現実派の組織化が本格化した。以後、一九八四年にヘッセン緑の党内部の党派抗争が現実派の勝利で決着がつくまで、州党大会に出される動議はほとんど常に原理派と現実派の動議のみとなる。この両極化のため、現実政治路線に全面的には賛成できない党員も二者択一を迫られ、賛成せざるを得なくなった。

現実派の指導者となったのは一九八三年にヘッセン選出の連邦議会議員となったフィッシャーとクライナートである。なかでも最も強力な地位を確立したのはフィッシャーである。彼の力の源泉の一つはフランクフルトのオルターナティヴ運動の人脈や事業体であり、その動員力により党員を増やした現実派は、同市の緑の党の主導権を原理派から奪い取った。現実派は反フランクフルト感情を持つ地方の党員への働きかけも行い、一九八五年三月の自治体選挙後に中部・南部ヘッセンの幾つかの郡や独立市で緑の党がSPDとの連立に踏み切る手助けをした(Johnsen 1988: 51-56; Raschke 1993: 332, 334, 337)。

フィッシャーの政治力の第二の源泉は、ほぼ切れ目なく保持した公職の地位である。連邦議会議員一年目には会派事務局長の肩書きを得て三人の緑の党会派共同代表に匹敵する地位を得た。一九八五年三月にローテーション規則に

応じて議員を退任した後、七カ月の休業を経て一九八五年一〇月にヘッセン州環境相に指名されて一二月に就任し、一九八七年二月まで務めた。同年四月からは州議会会派共同代表、一九九一年四月からは州の第二次赤緑政権の環境相・州首相代理、一九九四年一〇月に連邦議会議員に転身し、連邦の赤緑政権（一九九八年一〇月―二〇〇五年九月）の副首相兼外相に登りつめた。特に一九八八年まで緑の党唯一の州大臣として、緑の党全体の中で最大の政治的比重を獲得し、その言動は自動的にニュースバリューを持つと受け止められた（Kritter 1998: 218, 233）。

このことは彼の政治力の第三の源泉であるメディアの好意的報道にも関連する。政党の単なる役員よりも、公職者の言動に報道の関心が集まるのは当然である。しかしフィッシャーにはメディアの好意的関心を引きやすい条件が他にもあった。第一に、議会での雄弁な演説やヤジ、インタビュウでの挑発的表現も含め、彼の機知に富んだ発言は引用されやすかった。第二に、彼の特異な人生行路が格好のネタになった。肩書きが重視され、大卒の政治家が多いドイツの政界にあって、彼はハンガリーからの戦後引揚者の肉屋の息子であり、大学入学資格未取得で高校を中退し、最初の未成年での結婚をスコットランドで挙げ、フランクフルトで一九六八年の学生運動に出会い、空き家占拠闘争やシュポンティの活動を展開する傍ら、タクシー運転手や書店主まで様々な職を転々とした云々のエピソードは、特に州環境相指名後に報道が増加した。体重の増減も激しく、一九九〇年代にはマラソンによるダイエットが注目を集めた。第三に、緑の党の全般的にカオス的・非効率な大会進行や党員の感情的な発言から常に距離を置くとともに、政治報道の中心対象である選挙や連立の可能性を意識した発言を一貫して繰り返したため、彼はメディアから信頼のおける対話の相手と受けとめられた。このため緑の党の最も重要な指導者のうち、彼の受けたインタビュウの数は各段に多かった（Kritter 1998: 218-219, 229-232）。

原理派も派閥の組織化を図り、一九八三年一月、フルダ市で「第一回急進エコロジー・フォーラム」を開催し、

ファンダメンタリストという否定的語感を避け、「急進エコロジスト」として自己規定し直そうとした。しかし広がり
に欠け、一九八四年以降はハンブルクGALの「エコ社会主義派」との提携による連邦党機関の掌握を図った(Raschke
1993: 161-163)。一九八三年末から一九八八年末にかけ、連邦党執行部と連邦党中央委員会(BHA)の構成員の多
数がそれぞれ急進エコロジストとエコ社会主義派によって占められた。エコ社会主義派のトランペルト(Rainer
Trampert)は一九八三年一月、ドイツフルトは一九八四年二月の連邦党大会で連邦党執行部の共同代表に選ば
れ、それぞれ一九八七年五月、一九八八年一月二日までその地位を保持した。草の根民主制の原則は党執行部の役職の
再任も制限し、執行部員は毎年改選され、執行部代表も大半が二年未満の任期を務めて交替していたが、この二人だ
けが三年以上務めた(Veen and Hoffmann 1992: 31)。

こうして原理派が戦線を移動したので派閥抗争は全国に拡大した。ヘッセンの現実派もニーダーザクセンやバーデ
ン・ヴェルテンベルクの緑の党、および連邦議会の現実派議員と連携し、一九八六年には現実派の全国会合を初めて
開いた。全国的な派閥抗争は一九八九年に原理派による連邦執行部支配が崩壊したことようやく収束する。

先述の一九八三年選挙前の調査によれば、SPD支持層ではCDUとの大連立を望む者が半数近くおり、緑の党と
の連立の支持者(二四%)を大きく上回った。大連立の支持者は労働者層や低学歴、年齢四〇才以上、プロテスト
トまたは教会へたまに行く農村地域の住民に多く、反対に緑の党との連携の支持者には新中間層や高学歴、若年、非
宗教、都市居住者が多かった。それでもヘッセンSPD内で中道右派に近いベルナーが緑の党との交渉を推進したた
め、異論は抑え込まれた。彼は一九八三年一月、カッセル市近郊のバウナタールで開いたSPD州党大会の席上、
緑の党のマールバッハ州党大会決議に言及し、抗議運動の分子を政党制に統合してCDU・CSUとFDPの連邦政
府への対抗力を確立すべきことを訴え、緑の党との交渉入りを正式に表明した(Scharf 1989: 171)。

一九八三年一月一四日、両党議員団による第一回交渉が、草の根民主制を重視する緑の党の求めにより、公開で行なわれ、若年失業や職業教育の奨励、森林枯れ死・大気清浄化という合意の得やすい争点が討議された。一九八四年一月中旬までに、この種の公開交渉は六回行なわれた。合間には、公開の交渉では決められなかった懸案の討議や細目の詰めのため、小規模の作業部会が開かれた。緑の党の一般黨員も交渉団からの説明を通じて、妥協の必要性を納得するようになった。一九八四年一月一四、一五日にウジンゲン（ホーホ・タウナス郡）で開かれた州党大会には、関心の高さを反映して一日だけで九〇〇名もの黨員が参加し、一一の交渉分野のうち五つの中間結果が承認され、交渉の続行が決議された。ここまでの両党の合意事項は、原子力に限ると以下の通りである。

・ヘッセンにおける原発新設、特にビブリスC号機やボルケン（北ヘッセン）の計画は不要となる。運転中のビブリス原発A・B号機に関してはフライブルクのエコ研究所に研究を委託し、州議会と公聴会（Anhörung）も開く。

・ヌーケムとアルケムの核燃料工場で軍事転用可能な物質が生産可能かどうかに関して州議会と公聴会を開く。既成事実（認可）が生じる前に州議会と議論をする。ただし認可手続きの不当な遅延は回避されるべきである。

・不一致点の両論併記。緑の党はビブリス原発A・B号機とハーナウの核燃料工場の運転の放棄や、原子力拡大の放棄を必要かつ可能と考える。SPDは一九八〇年代のうちは原子力利用の可能性を電力供給と産業政策の見地から維持すべきと考える。ただし原子力の長期利用は核廃棄物の最終処分確保を条件とする。

要するに緑の党が既存の原発の当面の運転継続を甘受する一方、原発新設は不要という認識で一致したので、ハーナウの工場の生産拡大の認可申請が懸案として残ったのである。

交渉の最終結果は一九八四年五月二〇日にローラー（ギーセン郡）で開かれた州党大会で承認された。一九八四年六

月一日のヘッセンSPD党大会を経て、六月四日、両党と州議会両会派は「寛容」（閣外協力）協定に署名した。さらに七月四日、ベルナーは緑の党とSPDの議員全員の賛成票により州首相に選出され、少数政権は暫定状態を解消した（Johnsen 1988：60-64, 132, 68-73）。

緑の党は州党大会決議に従って閣僚人事への影響力行使を放棄していた。政府再編にあたりベルナーは、環境政策を労働・社会省に移管し、省の名称も労働・環境・社会省とし、大臣にはクラウス（Armin Claus）を留任させた。SPDはこの再編を雇用政策と環境保護の宥和、SPDと緑の党の和解の象徴だと自画自賛した。しかし環境保護団体は批判的だった。原子力施設の認可を含むエネルギー政策は経済技術省に依然として所管されており、自然保護は農林業・自然保護省⁽⁴⁾に移管され、労働・環境・社会省内でも八局のうち一局が環境問題を担当するにすぎないというのである。また元々は緑の党が発案し、苦勞して協定に盛り込ませた政策を、州政府が自らの功績であるかのように宣伝した。労働・環境大臣が宣伝した「廃棄物の回避、削減、利用」を優先する新しい廃棄物政策や、農林・自然保護省が宣伝した、コンクリート護岸工事のされた河川の再自然化が挙げられる。緑の党州議会会派も報道担当者専従で雇ったが、州政府の官僚機構や広報課、大臣を通じて政策を宣伝できるSPDに太刀打ちできなかった。このため緑の党内でも閣僚推薦権を持つべきだという考えが強まった（Johnsen 1988：75-76）⁽⁵⁾。

核燃料工場をめぐるのは緑の党会派による州議会での絶えまない質問に加えて、原子力法七条が義務づけた認可資料の公開と聴聞会も、地元的市民団体IUHを助けた。一九八三年一〇月二五日、ハーナウの核燃料企業の歴史上初めて聴聞会が、ヌーケムに関して開かれた。一〇〇人の警官に守られながら、TUVバイエルンの鑑定人たちはハーナウ文化会館で、市民や対抗専門家からの追及を受けた。放射能の排出量の試算についてヌーケムが資料の中で一〇〇〇分の一の数字を申告していたことが指摘され、聴聞会はやり直しとなった。

アルケムについては、原子力法第三次改正前の一九七四年二月三〇日に認められた九条取扱い認可の延長申請と、法改正後に求められた七条認可の申請が、一九七五年一月一二日に提出されていたが、アルケムはこれらの申請の修正を一九八四年一月一八日に申請した。修正申請は事実上行われてきた工程の事後認可や工場の増築、MOX燃料製造部門の新築、プルトニウム取扱量の拡大など多岐にわたる。これを受け、認可書類の公示が一九八四年四月から六月にかけて行われ、これに対する異議申し立てが二一三四件寄せられた。これを審議するため、九月二四日に聴聞会が開かれた。⁽⁶⁾これらは一九八七年から一九九一年にかけて、一連の部分認可を受けることになり、これに対して行政訴訟が起こされることになる。

IUHは、その一部が緑の党に入党したものの、現実路線とは距離を置いたが、会議の公開規則を利用して州党大会には毎回参加し、核燃料工場問題を優先課題にすることに成功した。一九八四年一月にSPDの少数政権と緑の党との閣外協力が一旦頓挫すると、核燃料工場問題の社会的認知度は高まり、IUHは二月のハーナウでの反原発デモに五〇〇〇人を動員できた。核燃料工場反対デモは、緑の党や平和団体がチェルノブイリ事故後に共催した一九八六年一月八日のデモが頂点であり、約二万人が参加した。ただし人口八万五〇〇〇人弱のうち二六〇〇〇人が核燃料企業に雇用されている土地柄で、地元住民の参加はわずかだった (Sonthheimer 1987: 9, 12)。

また貯蔵庫に大量の核物質を置くことは、核兵器拡散への懸念を生んだため、一九八四年六月一五日、上述の赤緑協定に従い、州議会で公聴会が開かれ、ヌーケムで加工される高濃縮ウランも、アルケムで加工されるプルトニウム²³⁹も、核兵器製造に利用可能なことが明確にされた。さらに九月二四日、アルケムの認可申請について原子力法所定の聴聞会が行なわれ、市民団体やBUND⁽⁷⁾、および多数の個人が異議申し立てを行い、緑の党議員団は工場の即時停止を州政府に要求した。緑の党はさらに一〇月六、七日にマインハウゼンで開かれた州党大会で、論争の末、軍事転

用可能性いかにかわらず、ヌーケム新工場用建屋の第一次部分認可を州経済技術大臣が発令する場合は寛容協定を破棄する方針案を採択した。

前後して一九八四年五月一九日にエッセンで開かれたSPD連邦党大会は、再処理工場計画に反対を表明していた（Vorstand der SPD 1986: 450-453）。この施設に反対するなら、そこで抽出されるプルトニウムを燃料に加工するハーナウの工場にも反対するのが合理的だった。しかし州経済技術相シュテーターは一〇月末、年内にもヌーケムの新工場建設に第一次部分認可を与える意向を表明した。緑の党派は州政府が認可手続きの際に裁量の余地を尽くしていないと主張したが、SPDとの協議は不調に終わったため、一月一九日、閣外協力の終了を宣言した。

それでも一九八四年二月一日にリヒで開かれたヘッセン緑の党の党大会は、これまでの現実路線を確認し、条件つきでSPD州政府への寛容を続行することを決議した。その条件の中には、「州政府はハーナウの核燃料工場を、できるだけ閉鎖的な原料循環を採用し、環境と社会に適合的な財を生産する施設へ転換させるために努力し、それにより雇用を確保すること」、すなわち産業転換を要求する項目も含まれていた（Johnsen 1988: 77-80）。

またIUHのメンバーは一九八四年一月一日までに、アルケム社の執行役員と州経済技術省の職員に対する刑事告発をハーナウ検事局に起こした。容疑は、「必要な認可なく（略）核技術施設を運転する」者は処罰を受けるという刑法三二七条一項への違反である。二月一日、検事局はアルケム社の搜索を開始した。検事局は、一九八五年二月二二日に州経済技術省で三四八ものファイルを押収した。⁹⁾ 検事局はさらにRBUにも捜査を拡大した。三月二六日、IUHのメンバーは、旧工場の認可手続きを申請する意思がなかったとしてヌーケム社を刑事告発した。¹⁰⁾ また五月初め、州経済相シュテーターがRBUの工場の部分閉鎖を命じたのを受け、SPD南ヘッセン支部は五月、エネルギー政策に関する特別党大会を招集し、脱原子力を求める決議を採択した（Möhr 2001: 207-208）。

前後して一九八五年三月一〇日にヘッセン州自治体選挙が行なわれた。郡と特別市の平均でCDUとFDPがともに得票率を減らしたのに対し、SPDは前回一九八一年選挙より約四％増の四三・七％、緑の党は約三％増の七・一％となった。緑の党の勝利は党組織の充実にも支えられており、党員数は一九八四年五月から一九八五年三月末までの一〇カ月で一二〇〇人も増え、四二〇〇人になっていた。党の下部組織も着実に整備され、緑の党は州内二一郡と五独立市全てに候補者を擁立でき、うち二つを除く全ての郡と全独立市で議席を獲得した。独立市を除く四二一の全市町村では合計五四〇名の議席を獲得した。

選挙後、緑の党の州議会議員団は自治体の党員にSPDとの提携を試みるよう促し、州首相ベルナーも緑の党との提携に入るよう推奨した。その結果、郡と独立市では南部のベルクシュトラーク郡、ダルムシュタット・デールブルク郡、ヴィースバーデン市、ヴェッテラウ郡で、中部ではギーセン郡とマールブルク・ビーデンコップ郡で、それ以外でも中部のマールブルクとギーセンの両市で連立行政が誕生した。南部のオッフエンバッハ市とマイン・キンツィヒ郡（その最大の都市がハーナウ市）では一九八六年に入ってから両党の連立行政が成立した。

多くの場合、緑の党は人事面でも自治体政治への参加を要求し、ギーセン市とマイン・キンツィヒ郡を除き、郡や市の常勤参事（課長）ポストを獲得した。課長職の確保は、実務志向の自治体政治上の要請から求められていたが、州レベルでも人事面を含めた連立に参加することを実務的な課題と見なす傾向を強めた（Johnsen 1988: 83-87, 94）。多数の自治体議員の誕生や、幾つかの「赤緑」自治体の成立は、党運営規則の見直しも促した。党員四二〇〇人のうち、自治体議員だけで五四〇名となり、党員八人に一人の割合になった。このほかに州議会議員やヘッセン州党推薦の連邦議会議員、それらの議員や会派のスタッフ、自治体の課長など政治的任命に基づく行政職や、行政職員として働く党員、大都市の区会（Ortsbeiräte）に選出された党員（フランクフルトとヴィースバーデンだけで、一九八七

年時点で各々三〇名及び一七名を数えた）がいた。黨員に占める公職従事者の割合が大きくなり、しかも彼らは党の中でも活動家層に属するため、各地の党支部は活発な党組織の維持に必要な人員の不足に直面した。例えばグロス・ゲラウ郡では西滑走路反対運動をバネに緑の党が躍進したため、郡黨員一〇〇人のうち六〇人が様々な議会に選出された。ところが緑の党の運営規則では公職と党職の兼任が禁じられていたため、郡党は役職の候補者の確保が困難となり、党役員は議会活動にほとんど関心を示さず、自治体政治家は党の会合に出席する時間がほとんどないという状況になった。「草の根民主制」が予定していた議員への統制を一般黨員が行使するところか、むしろ議会部門が州党の各レベルで強い影響力を持つようになった（Scharf 1989: 173-174）。このことは公職と党職の分離原則の廃止論を強めるとともに、現実派の説得力を強める要因になった。

ハーナウ市議会への進出も一九八五年自治体選挙においてである。緑の党市議たちは議会初登院のとき、原子力が自治体の課題であることを示すため、議会の除染を表現する放射線防護服を着て議場に入った。一月、RBUのウラン加工工程から市の下水道に放射能汚染水が流れ込み、限界値を越えたことが明るみに出ると（後述）、ハーナウ緑の党会派は野党ながら調査委員会の設置を勝ち取った。一九八四年から一九九一年までハーナウでは二八の事故（Störfälle）が起き、郡議会とハーナウ市議会の緑の党会派はウランとプルトニウムの加工の即時停止を要求したが、SPDとCDUはこれを拒否し、あるいは州や連邦の権限だからと取り上げなかった。しかしマイン・キンツィヒ郡で赤緑の連立郡行政が成立すると、SPDは多くの場合、緑の党の動議を支持した。一九八六年のチェルノブイリ原発事故後、ハーナウ市議会と郡議会の緑の党は、食料品や子どもが遊ぶ砂場の放射線値についての正確な調査と核燃料企業への即時閉鎖を要求した（Diez 2000）。

一方、ヘッセン州自治体選挙と同日に行われたザールラント州議会選挙では、同州で野党だったSPDが単独過半

数の議席を獲得したのに対し、緑の党は二・五%の得票率しか得られず、議席獲得に失敗した。選挙前に同州SPDの議長ラフォンテーヌ(Oskar Lafontaine)が連立の提案をしていたが、緑の党が拒否したことが敗因と解釈された。また五月一二日に行われたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙では、緑の党との提携を拒否していた州首相ラウ(Johannes Rau)の与党SPDが単独多数を維持し、緑の党は四・六%でやはり議席獲得に届かなかった。

こうしてヘッセンのSPDと緑の党は、連立の可能性の具体化を迫られることになったが、それには最大の懸案だった原子力問題の解決が必要だった。そこで州議会のSPDと緑の党の両会派は「ヘッセン原子力政策作業部会」(Arbeitsgruppe hessische Atomenergiepolitik)を設置し、四人ずつ専門家を指名した。専門家の構成は、SPD側がトラウベ教授(Klaus Traube)⁽¹¹⁾や、ユーバーホルスト(Reinhard Ueberhorst)元連邦議会議員、ドイツ労働総同盟(DGB)ヘッセン支部のホーホグレーヴェ(Horst Hochgreve)、およびフランクフルト大学行政法教授シュタインベルク(Rudolf Steinberg)を、また緑の党側はカッセルの環境法教授ロスナーゲル(Alexander Roßnagel)やダルムシュタットのエコ研究所代表ザイラー(Michael Sailer)⁽¹²⁾、バウマン弁護士(Wolfgang Baumann)、エコ研究所のハーン(Lothar Hahn)⁽¹⁴⁾を指名した(Oppeln 1989: 328)。これは政治から独立した委員会ではなく、両党の拘束委任を受けて審議を行い、一九八五年五月一日に次のような要点的勧告を出した。

- ・ ヌーケム新工場の第一次部分認可の即時執行は命令しない。軍事転用可能な核燃料の製造を防止するため、ウラン235の濃縮度を最大二〇%に制限する。
- ・ アルケムの認可は、「現時点では決定を下せるほど成熟していない」という理由で棚上げにする。連邦内務省の指示があったときは、ヘッセン州は連邦憲法裁判所に提訴する。
- ・ RBÜから生産能力を三倍に拡大する申請があった場合、「申請が認可を受ける条件をもつかどうか最終的な判

断を下せる状況にはない」という理由で棚上げにする。

・同じことはホーベクの認可と、その即時執行命令にも適用される。ヌーケム新工場と同様に、核兵器製造可能な核燃料物質の拡散および加工は回避されねばならない。

・ビブリス原発A・B号機の場合、必要な被害予防と放射性廃棄物の無害な除去が保障されるかどうか、鑑定で解明されねばならない。これらの原子力法上の前提条件が満たされなかった場合、「州政府は住民保護のため、最終的には運転認可の取り消しも含めたあらゆる法的手段を尽くさねばならない」とした。

全体的に、核兵器製造可能物質の生産やプルトニウムの処理量の拡大を認めない点では緑の党の主張が通ったが、その他の問題は棚上げされた。両党派はこの勧告を州政府への行動提案として受け入れ、一九八五年六月、SPDと緑の党の各々の大会はこれを承認した (Johnson 1988: 83-84, 86-87)。これを受け一〇月一六日、両党は連立協定を正式に締結した。⁽¹⁵⁾ 一二月一二日、フィッシャーが緑の党として初めて大臣 (州環境・エネルギー省) に就任し、ドイツで初めて「赤緑」政権が州レベルで誕生したのである。州議会での州環境相宣誓式にはジャケット、ジーンズ、スニーカーという服装で臨み、「制度を通じた長征」 (一九六八年運動の指導者、ルディ・ドゥチュケの有名な言葉。学生運動では敗北しても、諸制度の中に入って内部からの変革を目指す) を象徴するものと見なされた。緑の党の草の根民主制規則に従い、大臣給与のうち、州議会議員と同額 (一九二〇DMの給与と一〇〇〇DMの諸経費、および扶養家族一名ごとに五〇〇DM) を留保して、残額を緑の党の「エコ基金」に上納した (Knitter 1998: 229, 212-213)。緑の党は環境省次官 (ケアシュゲンス) と女性省次官 (ハイバッハ Marita Haubach) のポストも得たほか、フィッシャーは政治任用によって、「フィッシャー・ギヤング」と呼ばれた一群の緑の党員を州環境省の職員に任命し、行政への浸透を試みた。腹心のディック (Georg Dick) とケーニクス (Tom Koenigs) はそれぞれ報道官と省大臣秘書課長、ドイツ

環境自然保護連盟(BUND)出身の党員エームケ(Wolfgang Ehmke)が自然保護課長、広報主任にコール(Christiane Kohl)⁽¹⁸⁾、基本問題主任にクレチュマン(Winfried Kretschmann)⁽¹⁹⁾、連邦参議院担当・法務主任にリーデル(Ulrike Riedel)⁽²⁰⁾、人事課主任にシェファー(Roland Schaeffer)が任命された(Fischer 1987)。

4. 原子力施設の事故・不祥事の政治的影響

4・1 チェルノブイリ原発事故と原子力監督体制の再編

緑の党の州環境相が誕生して半年もたたない一九八六年四月二六日にチェルノブイリ原発事故が発生したことは、原子力をめぐる連邦・州間の政治競争を強めることになった。まず原発事故後二カ月間の動きを見てみたい。

原発事故の発生は、スウェーデンでの高い放射線値検出で初めて世界に知られることになった。ソ連当局はようやく四月二八日、タス通信を通して原子炉が損傷したとだけ伝えた。ドイツ連邦首相府は初動の危機管理を担当したが、コール(Helmut Kohl)首相は世界経済サミットへの出席のため東京にいた。二九日、RSKはチェルノブイリで何が起こき、また起きうるかに関する報告書の準備を命じられた。同日、連邦研究相リーゼンフバー(Heinz Riesenhuber)(CDU)は第一放送(ARD)のテレビ報道番組で、西ドイツに放射能雲が向かうことも、同様の事故が国内で起きうることも早々と否定したが、番組後半、南東気流の発生で放射能雲が西ドイツにも向かう可能性があると指摘された。連邦内務相ツィンマーマン(Friedrich Zimmermann, CSU)もARDの別の報道番組で、「危険は原子炉の周囲三〇から五〇キロメートルの範囲にしか及ばない」と述べ、二〇〇〇キロも離れているドイツには及ばないと述べた。首相府官房長官シヨイブレ(Wolfgang Schäuble, CDU)も第二放送(ZDF)の報道番組で、西ドイツの住民に危険が及ぶ可能性はないと述べた(Neuberger 1986: 11)。

州レベルでは、例えばバーデン・ヴュルテンベルクの場合、州首相シュペート (Lothar Späth) が四月三〇日、州の農林業栄養環境省、保健社会省、および内務省の各大臣や官僚と協議し、州農林業栄養環境省に常設監視グループを置くことを決めた。専門家が汚染の程度が低いと予想していたため、保健省はヨウ素剤利用に慎重姿勢をとった。州農林業栄養環境省は当初、放射線上昇は無害な程度だと発表し、特別な予防的行動の必要性を指摘しなかった。同様の危機管理パターンは他の州にも見られた (Czada 1990 : 290-291, 293)。

同じ三〇日、在独ソ連大使館は重大事故ではないと再び発表した。連邦内務相ツインマーマンは、エーバーバッハ修道院で開かれた各州と連邦の環境所管大臣の会議の席上でも、「西ドイツには何の危険もない」という発言を繰り返した (Kleinert 1994 : 152)。しかしこのころから専門家が自ら追加的な測定を始め、公式発表とは異なる見解が報道に現れる (Czada 1990 : 292)。例えば Neue Ruhr Zeitung 紙は「火災がやうに続き、風向きが東方に回転する場合、連邦共和国の住民にも危険が及びうる」と報じた。また Bonner Rundschau 紙は五月一日、放射能雲が前日のうちに北欧から東方に西ドイツを通過してオーストリアに向かい、夜にスイスに到達したこと、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府が危機管理本部を立ち上げたことを報じた (Neuberger 1986 : 12)。同じ日、近郊で地上堆積物から一平方メートル当たり五万ベクレル (Bq) の汚染が検出されたのを受け、ラーフェンスブルクの市長は、災害時の予防措置を担当する消防署の分隊、化学・生物学・放射線 (CBR) 防護隊の設置を決めた (Czada 1990 : 295)。

五月に入り、事故の過酷さと西ドイツ国内の汚染をもちや否定できなくなると、食品の摂取に関する限界値設定が政治問題化していく。例えばヨウ素¹³¹Iの数値について一リットル当たり五〇〇 Bq を牛乳の閾値とすることが、五月二日にボンで行われた SSK の特別会合で勧告された。続いて連邦内務省で行われた連邦事務次官会議では、全国統一の閾値がないと、緑の党が環境大臣についているヘッセン州など個々の州や郡・市が独自に閾値を発令する可能性が

あることが議論され、最終的に、SSKの勧告に従うことが承認された。

五月三(土)、四日(日)の週末、南部のみならず西ドイツ全土での土壤汚染の悪化が報道された。ミネラル・ウオーターや固形ミルクが品薄になった。ボンでは野菜の販売制限の是非が議論の的となった。ベルリン州政府が真先に販売制限を主張した。日曜日にSSKは野菜1kg当たり二五〇Bqの閾値の適用を提案した。これを受け、連邦政府は各州に五月五日からの野菜の販売制限を要請した(Czada 1990: 298-301)。

五月五日、CDU所属のラインラント・プファルツ州環境保健相テプファー(Klaus Töpfer)⁽²¹⁾とバーデン・ヴュルテンベルク州農業栄養林業環境相ヴァイザー(Gerhard Weiser)、およびバイエルン州開発環境問題省高官(Ministerialdirektor)ビューヒナー(Werner Buchner)が会合を持ち、連邦の勧告の実施を決定した。ヘッセン州のフィッシャー環境相(緑の党)は会合から除外された。五月六日、放射線防護と食品管理に關係する連邦と州の省庁の事務次官たちが相互調整のためボンで会議を開いた(Czada 1990: 304-305)。

五月六日、モスクワで記者会見が開かれ、ソ連副首相が外国報道機関の前で、事故の規模を当初過小評価していたことを認めたが、炉心溶融には言及がなく、火災がまだ続くのかどうかという問いへの答えもなかった。

ヘッセン州では保健相クラウス(SPD)が五月五日、州の測定容量が十分でなく、空気中や土壌、食品の汚染全てを同時には測定できないことを認めた。飲用牛乳一リットルあたり五〇〇BqというSSKの勧告とは別に、ヘッセン州は飲用牛乳の限界値をリットル当たり二〇Bqに設定し、露地栽培のレタスとホウレンソウの廃棄を決めた。州政府危機管理会議は五月二日、独立の放射線防護専門家の勧告に従い、牛乳の限界値をリットルあたり放射性ヨウ素二〇Bqに設定し、食品の包括的な測定計画(牛乳、野菜など)を決めた。これについて、州環境相フィッシャーはラジオ放送局、Deutschlandfunkに対し、飲料牛乳一リットル当たり放射性ヨウ素五〇〇Bqの値では、原発の直近に住む人

に一年間で甲状腺に許容される線量値九〇ミリレムを超えてしまい、子ども、幼児の場合は線量値を二倍も超えてしまう」と述べ、SSKの勧告を批判した。またシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州は五〇Bqを飲用牛乳に、五〇〇Bqをその他の牛乳に、ハンブルクは二〇〇Bq、ベルリンは一〇〇Bqを細かい区別なく勧告した。これに対し、連邦内務相ツインーマンはARDとZDFで放映されたテレビ演説で「屋外での子どもの遊びの禁止は必要なく、草地や砂場は健康に危険を及ぼさない」と述べた（Neuberger 1986：15-16；Fischer 1987：104）。

またEC委員会は牛乳・乳製品、果物・野菜の販売制限を五月六日に、東欧からの農産物の輸入禁止を一二日に決め、さらに三〇日にはあらゆる第三国からの食品輸入時の基準値を採択した（高木・渡辺 2011：66）。原子核エネルギー連邦・州間調整委員会（LAA）はSSKの勧告や、政府の措置による損害（例えば食品の廃棄、東欧への旅行制限、販売の減少）への補償の可能性について検討した（Czada 1990：305-306）。

五月九日、CSU所属の連邦議会議員レンツァー（Christian Lenzer）は「旧式の技術と粗末な安全装置しなく、権威主義体制の下で人間への考慮なく建設されたソ連の原発での事故が、ドイツの最新の原発の閉鎖をもたらすとなれば、歴史の皮肉となるだろう」と述べた。東ドイツ共産党機関紙Neues Deutschlandも事故を「核戦争に比べると些細な出来事」と評した（Neuberger 1986：17）。

事故後の連邦政府の対応には、CDUやCSUの伝統的支持基盤だった農民の損害への配慮も影響していた。CDU所属の連邦農業大臣キーヒレ（Alfons Kiechle）はECの規則に反してでも補償しようとした。連邦財務相シュトルテンベルク（Gerhard Stoltenberg）も当初は難色を示したが、やはり農村が多く、州議会選挙を控えていたシュレースヴィヒ・ホルシュタインの元州首相で同州CDU党首として、最終的には反対しなかった。こうして全農家と青果栽培業者は最終的に三億一〇〇〇万DMの補償を受け取るようになった（Czada 1990：306-307）。

一九八六年六月一日にはニーダーザクセン州議会選挙が行われ、CDUが六九議席（得票率四四・三％）で単独過半数は失ったものの、FDP（九議席、六％）との連立で州首相アルブレヒト（Ernst Albrecht）が政権を維持した。SPDは六六議席（四二・一％）、緑の党一一議席（七・一％）で、与党とは七八対七七の一議席差だった（Johnsen 1993: 801）。

ニーダーザクセン州議会選挙はまた、ヘッセン州との緊張関係とともに、原子力監督体制の再編も促した。一九八六年六月六日の連邦環境自然保護・原子炉安全省（BMU）設置である。初代大臣はヘッセンCDU代表にしてフランクフルト市長のヴァルマンである。^②環境省には様々な省に分散していた権限が統合された。内務省からは環境保護、核技術施設の安全性、および放射線防護の権限、栄養農林業省からは環境・自然保護の権限、青年家族女性保健省からは「環境保護の保健関係」「放射線衛生」「食品残留有害物質・化学物質」の部局が移管された。また小委員会とともに多数の審議会も環境省の傘下となり、それにはRSKやSSKも含まれる。さらに連邦研究技術省からは原子炉安全研究課が移管された。環境省は、原子核エネルギー連邦・州間調整委員会（LAA）において連邦を代表する。連邦経済省は引き続き原子力の推進をエネルギー経済政策の枠内で担当した。さらに一九八九年一〇月九日の設置法に基づき、連邦放射線防護庁（BfS）が設置され（ニーダーザクセン州ザルツギッター）、以下の組織を統合した（Czada 1993: 73, 79, 82）。これに伴い、連邦の行政権限や諮問能力が、放射線防護や核技術の安全性、放射性廃棄物の輸送・処理・最終処分・中間貯蔵の分野で強化された。

- ・連邦研究省傘下のPTB（連邦物理工学研究所）の放射性廃棄物の確保・最終処分課
- ・連邦保健局傘下の放射線衛生研究所（ミュンヘン近郊ノイヘアベルク）
- ・連邦民間人防衛局傘下の大気中放射線研究所（フライブルク）

・原子炉安全協会（GRS、ケルンおよびミュンヘン）の一部（事故登録所）

・SSKやRSK、およびKTAの事務局。

このほか、一九八六年一二月に放射線汚染防止法が連邦議会で可決され、連邦全体に測定網を構築するとともに、測定値の公表や市民への禁止・勧告の発令権限が連邦政府に集中された（Zängl 1989: 389）。これにより、州は独自の規制値を定めたり独自に分析する権限を奪われたが、ヘッセン州はチェルノブイリ事故直後に始めた環境エネルギー省直轄の研究所による食品の放射線測定をその後も続けた（高木・渡辺 2011: 64-65）。また放射線防護令は、原子力の利用や研究に由来する放射能のみが対象だったが、一九八九年の改正で初めて自然放射線や原発事故降下物のような環境放射能からの市民の保護も対象になった²³（Hohnmuth 2014: 28）。

4・2 核燃料工場をめぐる連邦・州間紛争の激化

チェルノブイリ事故に対するヘッセン州政府の危機管理策は、連邦政府や、CSUのバイエルン州政府などの情報隠蔽的な対応に比べ、市民の安全確保の点で誠実ではあった。しかしベルナーは一九八六年五月六日の州議会での施政方針演説において、チェルノブイリは歴史的画期であり、原発の安全性に割引はきかないが、ヘッセンの原発は安全であり、脱原子力についての決定は一九九〇年代に行えばよいと述べた（Fischer 1987: 105）。州首相の姿勢は州議会で明確に批判しなかったという批判を受けたフィッシャーは、ダルムシュタットのエコ研究所の支援を受け、短期間で脱原子力のシナリオをまとめた（Fischer 1986）。これは五月二二日の州政府記者会見で披露され、火力発電所からの排出増大という条件下ではあるが、ヘッセンの原発の即時閉鎖は可能だとした。しかしヘッセンSPDは原子力問題での明確な態度表明を保留した。

緑の党は一九八六年六月八日にポールハイム（ギーセン郡）で開いた州党大会において、半年以内にビブリス原発A号機とヌーケム旧工場が、また一年半以内にヘッセンの他の全原子力施設が閉鎖されない場合は、連立を解消する方針を決議し、フィッシャーに難題を突き付けた。しかしこれを除けば、州党大会は現実政治路線を再確認し、「草の根民主制」規則の一つ、「ローテーション」制度の廃止も僅差ながら承認した（Kleinert 1994 : 152）。

また連邦SPD執行部は元連邦科学技術相ハウフに脱原子力政策を起草させ、八月のニュルンベルクでの連邦党大会で、十年間をかけて脱原子力を目指す方針を正式に決定した。ヘッセンでも連立与党間の緊張は和らいだ。

核燃料工場をめぐるのは、別々の法律専門家に依頼した鑑定に基づく論戦が起きた。検察による捜査の過程で一九八五年、州経済省（HMT）が対抗策として鑑定を依頼したロネレンフィッチュ（Michael Ronellenfisch）は事前同意の慣行を容認した。並行してロスナーゲルは一件の事前同意（二・五キロから三・五キロへの輸送容器の変更）を鑑定し、刑法三二七条一項にいう「必要な認可」を得たことにはならないと結論づけた。さらに一九八六年、州経済相の握る原子力法上の権限ではなく、州環境相が管轄する連邦公害防止法上の権限に基づく核燃料工場への規制を模索していた州環境相フィッシャーは、弁護士ゴイレン（Reiner Geulen）⁽²⁴⁾に鑑定を委託し、九月上旬に完成した鑑定書はハーナウの核燃料工場全てが設置認可なしに違法に操業してきたと断定した（Fischer 1987 : 137, 142-143）。

これに対し、州経済省は、元々一九六〇年代末に連邦首相府の課長として自らハーナウの諸施設に対するさまざまな認可に関わった原子力法専門家ヘドリッヒ（Heinz Hädrich）に鑑定を委託した。検察は結局、ロスナーゲルの鑑定書に基づいて最終弁論を行い、アルケム取締役シュトルとヴァリコフを刑法三二七条一項違反（必要な認可なく工場の装備を変更・増強し、安全対策費用を節約するために、認可手続きを故意に遅らせた）の主犯として、また三人の州職員を共犯として一九八六年一〇月二〇日、起訴に踏み切った（Martin 1987 : 446-448, 442）⁽²⁵⁾。ただ検察は最終的にバ

ンカーの建設・運転開始は訴訟の対象から外し、連邦政府の歴代の大臣や職員は訴追を免れた。

一方、鑑定人にも圧力がかかっていたことが一九八六年四月一〇日の『シュテルン』誌の報道で明るみに出た。ハーナウ検事局が守秘義務を課して鑑定を依頼したヘッセンTÜVの放射線防護専門家、ゲッツ (Bernhard Götz) 博士に對して、TÜVヘッセンの執行取締役は一九八五年二月一四日、調査の詳細を伝えること、さらに「書類の極秘扱いと沈黙」を書面で求めたという。ゲッツがこれを拒むと、辞職を勧告され、最終的に二回の諸経費について検事局ではなくTÜVに請求書を回したことを理由に一〇月二日、解雇を通告された。TÜVヘッセンの執行部にはRBU社の取締役、ザストロー (Erich Zastrow) 名⁽²⁶⁾を連ねていた。これを知った検事局は犯人援助や処罰妨害になると警告し、無期限解雇を撤回させた (Sonthheimer 1987: 9)。

ベルナーは一九八六年一月五日の州議会本会議での施政方針演説において、州政府にはハーナウの企業を閉鎖して雇用を削減する意図はないことを表明した。三日後の一月八日にハーナウで反原発デモが行われ、約二万人が参加した。連邦環境相ヴァルマンは、アルケムでのプルトニウム生産の認可を執行しないなら、州政府に認可強制の指示を出す意向を伝えてきた。これに對し一月一八日、州連立与党幹部四人の会合の場でベルナーとギアーニ州官房長官は、認可が連邦から指示された場合、連邦憲法裁判所へ提訴する意向を示した。プルトニウム利用への移行が現行の原子力法に根拠がないという理由だった (Kleinert 1994: 152)。このため州の連立与党間の緊迫感は一時的に緩和された。また一二月一六日には環境相フィッツシャーに對する不信任動議をCDU会派が提起したが、州議会与党は緑の党の中でただ一人の原理派議員ヤン・クーナートを除き、環境相に信任を与えた。

だが一九八七年初頭から、ベルナーと州官房長官のギアーニの後押しを受け、州経済相シュテーターは認可に再び動き出した。彼は一九八七年一月八日の記者会見で、アルケムでのプルトニウムの年間取扱量を、ヴァルマンが要求

する六トンではなく、従来の規定量四六〇kgに限定して認可する案を公表した。しかしなぜ四六〇kgなら認可可能なか根拠は不明確だった。いずれにせよ連立協定で合意されていない認可の発令を緑の党は容認できなかった。しかも一九八七年一月二五日の連邦議会選挙で緑の党は立場を強めており、前回選挙に比べて全国で五・六％から八・三％へ、ヘッセンでは六・〇％から九・四％に得票率を伸ばしたのに対し、SPDは連邦全体で三八・二％から三七・〇％へ、ヘッセンでは四一・六％から三八・七％へ減少した。

連邦議会選挙の四日後、ベルナーは州議会本会議中に循環器系統の発作を起こして倒れた。その後、彼が職務に復帰すると、州政府はアルケムの認可を決定した。州経済技術相が出した部分認可は、最終的に一九九四年八月九日の連邦行政裁判所の判決で追認される。一方、SPD南ヘッセン支部の執行部はシュテーターガーにアルケムの認可案の撤回を求め、二人の閣僚、クラウスとゲアラッハも認可反対を表明した。

一方、緑の党議員団は一九八七年二月六日の記者会見で、SPDがアルケムの認可に固執するなら連立の基盤は失われると警告した。二月八日にランゲンス（ギーセン郡）で開かれた州党大会は、認可が撤回されない場合、十日後の本会議までに連立を離脱する旨を決議した。フィッシャーは大臣職への執着を否定するため、党大会での演説を「大臣としての最後の決算報告」と呼んだ（Johnsen 1993: 802-803）。この言葉じりを捉えてベルナーは翌九日、フィッシャーが大臣辞任の意向を表明したと主張し、彼を罷免した。間もなくベルナーはヘッセンSPD党首の辞任と、不可避となった州議会選挙への不出馬を表明した。これを受け州議会の全政党は議会の解散を決議した。こうして州レベル初の赤緑連立政権は四五二日間で終了したのである。

一九八七年四月五日に前倒しされたヘッセン州議会選挙では、赤緑連立とCDU・FDP連立の二ブロック間競争となり、核燃料工場の存続が重要争点となった。SPDは、連邦政府への対抗力を訴える以上、今や緑の党しかない

い連立相手を明示せざるをえなかったが、連立政権の決裂が原因で実施される州議会選挙で勝てば、再び赤緑連立政権を樹立するという道筋はわかりにくかった。またSPDは中期的な脱原子力を追求する観点から、核燃料工場の今後の認可への慎重姿勢を示すと同時に、雇用の維持も強調し、歯切れの悪さが残った。SPDのみが残留していた州政府は選挙直前の一九八七年四月五日、ハーナウの工場での事故がプルトニウムの特別な危険を示したこと、莫大な国家助成と経済性欠如のゆえに高速増殖炉技術の社会的適合性が欠如していることを理由に挙げ、原子力法の法令審査を連邦憲法裁判所に申し立てた⁽²⁷⁾（Hohmuth 2014: 34-35）。緑の党は赤緑連立の継続を掲げたが、アルケムの即時閉鎖を連立の絶対条件とすることは避けた。CDUは赤緑連立政権の混乱を強調し、核燃料工場の認可手続きの速やかな執行を宣言した。FDPはCDUを連立相手に明言し、原子力についてはCDUよりも慎重な推進姿勢を示した。

選挙直前の世論調査によると、赤緑連立を緑の党支持層は九四・二%が支持したのに対し、SPD支持層は五五・二%しか支持していなかった。これに対し保守・自由連立をCDU支持層は八九・一%、FDP支持層は八一・七%が支持していた。選挙結果では、SPDが前回から得票率で六%、七議席も減らして四〇・二%、四四議席に落ち込んだ。これに対し緑の党は前回五・九%から九・四%へと伸ばした（三議席増の一〇議席）。CDUは二・七%増の四二・一%で再び第一党になり（三議席増の四七議席）、FDPは〇・二%増の七・八%にとどまったが一議席増の九議席となった。ブロックごとでは「赤緑」が二・五%減の四八・二%、「黒黄」（CDU・FDP）が二・九%増の五〇・四%となり、約二・三%、二議席の差にすぎなかった。緑の党は都市部、特に大学所在都市で一〇%以上の高得票率を獲得し、二五歳から三五歳までの青年層で強かった。これに対し、SPDはまず支持層の棄権率が大きかった。SPDは農村地域の労働者階級の間では依然強かったが、人口が多く第三次産業を中心とするライン・マイン大都市圏ではCDUと緑の党に票を奪われ、これが全体的に選挙結果を決し、ハーナウの選挙区ではSPDは約一〇%も減らした。第三次産業

の伸張は労働者層の減少と新中間層の増大を、また空間的な流動性の増大や都市化は伝統的な労働者階級の共同体を弱め、教育機会の拡大は若年世代の政治参加の意欲・能力を拡大させた。こうした社会経済変動は政党支持の流動化と、個別争点の重要性の増大をもたらし、労働者層への依存から脱皮できないSPDに不利に働いた(Schmitt 1987: 345-346, 348, 350, 352-354, 357-358)。

4・3 核燃料工場の労働災害と労働組合

SPDが労働者層の支持に依存していたことは、核燃料企業の比較的少数の従業員団からの圧力に脆弱だったことを意味する。しかし核燃料工場問題が州政府の選出にとって重要な争点になり、違法な認可問題の刑事告発がメディアの関心を集めるにつれ、核燃料工場での労働災害も表面化し、労組の一部にも変化が始まる。環境団体(ÖkoBüro Hanau)のHPやFR紙、シュピーゲル誌の記事などを参考に労働災害や事故の例を幾つか示す。

一九八四年一〇月、アルケムに派遣されていた労働者一名が右手袋の裂け目からプルトニウムに被曝したことを、フランクフルト市議会緑の党会派が一二月に発表した(Mohr 2001: 206, 316-318)。同様の事故で一九八六年二月にも職員一人がプルトニウムで被曝した。放射線防護令が許容する年間被曝線量を約一・五倍超過した。

一九八五年三月、派遣労働者一名がRBUの排気管取り付け工事中に四メートルの高さから硝酸アンモニウム溶液の入った容器に転落し、目の粘膜を酸でやられて入院した。

FR紙は一九八五年一二月、放射能を帯びた排水二四万リットルが一月にRBUの工場からハーナウ市の下水道に漏れたこと、またヘッセン州環境局の職員三人が一〇月一六日、ヌーケム工場の屋上で煙突排気の定期検査実施中に外部被曝していたこと、環境局職員の被曝は一二月四日にも起きていたことを報じた⁽²⁹⁾。州経済技術省は一九八六年

一月、排水の放射線量が一米リットルあたり三・七ベクレル（Bq/ml）の限界値を超えたことを認めた。同じ頃、一九八五年二月から放射能汚染水がRBUの冷却系の特定されていない穴から地下水に流出し、毎日六〇〇〇リットル漏れ続けた。一九八六年一月二〇日、州経済省はRBUからこの事実を知らされ、TUVバイエルンに「冷却水の摂取による放射線の影響」に関する鑑定を委託したものの、冷却水の放射線量の測定と、限界値を超えるたびの報告をRBUに求めただけだった。九月四日になってようやくシュテューガー大臣はRBUが冷却系の穴を未だに補修していないと非難し、限界値の遵守を会社に命令した。汚染冷却水の累積漏出量は約一五〇万リットルと推定される。RBUが非汚染水の放水で希釈する方針を発表したため、緑の党はこれを批判した。

こうした中、労働界では、例えばSPD党員でもあったDGBヘッセン支部長が一九八四年一月末、ヌーケム新工場の第一次部分認可に反対する緑の党の姿勢を批判する声明を出した。一方、緑の党の郡支部は一九八五年四月、核燃料工場の雇用維持を主張するDGBマイン・キンツィヒ郡支部への公開書簡の中で、「この生産領域への代替案を我々とともに探し、関係被用者のための雇用保障のモデルを發展させること」を求めた。また緑の党郡支部の労組グループ代表は、従業員代表委員会長たちの原子力産業への無制限の忠誠が、労組の原則である労働保護や共同決定、平和維持、および国際連帯を損なっていると批判した。一九八五年六月には、DGB加盟労組と緑の党の政治家との間で「産業転換討論」が行われた（Mohr 2001: 205, 207, 210）。

またSPDの連邦議会議員でもあったIGCPK議長ラッペ（Hermann Rappe）は一九八五年五月、ヌーケム、アルケム、RBUおよびTNの合同従業員集會に招かれ、一〇〇〇人以上の従業員たちに対し、これらの事業所での労組組織率は平均より低い、原子力産業存続のための化学産業労組の努力は平均以上だと述べた。この演説後、一九八五年九月三〇日までに、IGCPKのRBUにおける組織率は二六・三％から三九・三％へ急増した。その一方でI

GCPKは、従来の方法では被曝量のかなりの部分を測定できていないという認識から、一九八五年九月一二日、ラッペの了解の下、従業員代表委員、労災保険組合の代表、およびヘッセン州経済技術省から参加を得て、原子力施設の放射線防護問題に関してボンで非公開の協議もつた (Mohr 2001 : 209-212)。

チェルノブイリ事故後、一九八六年五月のDGBの大会で脱原子力を求める動議が採択されると、核燃料工場をめぐる労働界の状況は変化していく。州経済相シュテーターは六月中旬、アルケムやRBUの労働者の放射線被曝が一貫して過小評価されてきたことが最近の測定で判明したとし、規制強化を宣言した。同じ頃、DGBの労働保護専門家コンスタンティ (Reinhard Konstanty) はTAZ紙 (六月一六日) のインタビューで、放射線防護令の定める限界値を超えている事業所はすぐに閉鎖されるべきで、ハーナウの状況が最もひどいと述べた (Mohr 2001 : 247-248)。

他方でRBUでは数十名の労組員がDGBの脱原子力決議への抗議から、IGCPKを脱退してキリスト教労組同盟に加入し、一九八七年九月三〇日までにIGCPKの組織率は三六・三%から二五・九%へ落ち込んだ。IGCPKはRBUの従業員代表委員選挙でも一人の委員のうち五人をキリスト教労組に奪われた (Mohr 2001 : 250, 256)。

また一九八六年一〇月一四日、DGBの労働保護専門家ガブリエル (Heinz-Werner Gabriel) は核燃料工場の状況について、DGB州支部長に次のように伝えている。「雇用者の放射線防護は特に法定の監視の大半が単なるアリバイとなっており、防護の実質を伴っていない。記録データは著しく下方修正されている。これらの事業所の放射線防護管理者は圧倒的に経済利益の擁護者として行動している」。一九八六年一二月からIGCPKの中央執行部とRBU、およびアルケムの経営陣は協議を始め、一九八七年一月一日にはガブリエルの立ち会いの下、RBUとアルケムの従業員代表委員と経営者代表が、法定の放射線線量計を補完する協定を結んだ (Mohr 2001 : 251, 254)。

しかし一九八七年二月末、ウラン金属棒の裁断作業を行っていた際に、毒性の蒸気が発生した。蒸気には〇・二グラ

ムのプルトニウムが含まれていたことが発覚したが、この量でも青酸カリの二万倍の毒性を持つことが指摘された。⁽³⁰⁾ 総計六七名の労働者が検査を受け、少なくとも二〇人の被曝が判明した。ヌーケムはプルトニウム取扱いの認可を持たないため、約八カ月にわたって全施設の閉鎖を命じられた (Stephany 2005 : 67-68)。

一九八六年一二月初め、DGBマイン・キンツィヒ郡代議員集会は、同席したハーナウの従業員代表委員数名の反対を押し切り、「速やかな」脱原子力を求める決議を採択した。対照的に、ヘッセンDGB支部長は一九八七年一月半ばにはまだ、州政府が計画していた部分認可を支持し、赤緑連立の終了もやむなしとする立場を表明していた。その後の州議会選挙においては、アルケム、ヌーケム、RBU、TNの四事業所のSPD党員でもある従業員代表委員長たちが、ヌーケムから提供された資金一万六千DMを使った新聞広告を一九八七年三月二一日のFR紙に出し、SPD以外の政党への投票を呼びかけた。これに対し、ヘッセンDGBは一九八七年三月末、「論議を呼んでいるプルトニウムの加工に関する限り、ハーナウの原子力企業における雇用の再編の余地を認める」立場を初めて打ち出した。IGCPKのヘッセン州支部長も、ハーナウの労働者が「原子力に固執しているのではなく」、「安全で善い仕事」を望んでいると発言した (Mohr 2001 : 230, 253, 257)。

4・4 核燃料工場の終焉——企業不祥事と州の脱原子力行政

一九八七年州議会選挙の結果、ヘッセンSPDは四一年以上にわたる政権の座を明け渡した。CDUとFDPの両会派は四月二三日、ヴァルマンを州首相に選出した。その連立協定は、ビブリス原発A・B号機だけで当面の電力供給が十分とする一方、核燃料工場については連邦との協議に基づくアルケムの第一次部分認可の発令や、他の通常の認可の可否に関する速やかな決定を謳った。⁽³¹⁾

ハーナウ地方裁判所は一月一二日、アルケム訴訟において、事前同意を違法と判断しつつも、違法性を認識していた証拠が不十分として被告五人を無罪にした。³²しかし前後してドイツ全土の原発を巻き込むヌーケムとその子会社の核物質輸送企業、トランスヌクレアール（TN）の一連の不祥事や疑惑が発覚し、大きな注目を集めた。きっかけはヌーケム執行役員でTN社管理委員会議長シュテファニー（Manfred Stepany）が、RWEとデグツサの社長の了解の下、州議会選挙の翌日を見計らって自社を脱税で刑事告発したことだった（Mohr 2001: 258）。その後、様々な事実や疑惑が発覚し、ヘッセン州議会³³、連邦議会、欧州議会、ベルギー議会で調査委員会が設置された³⁴。疑惑は多岐にわたる。

第一に、核廃棄物輸送時の「虚偽」申告である。TNはドイツの原発事業者とヌーケムの委託を受け、低中レベル放射能廃棄物の減容を図るため、モルのベルギー国立原子力研究センター（SCK・CEN）に持ち込み、そこで焼却・圧縮された廃棄物をドイツの顧客に返還する業務を行っていた（Stephany 2005: 81-82）。その際、モルに運んだ廃棄物で核分裂性のウラン²³⁵やプルトニウムの濃度が高く、放射線量も高い場合、そのままでは処理が困難なため、ウラン²³⁸など、放射線量の比較的低い他の核物質と混ぜ、低レベル放射性廃棄物として申告する（元々ヌーケム自身が行っていた）方法が用いられた。しかしベルギーから返還された五〇個の容器を測定したところ、二六個に元々含まれていないはずのコバルトやセシウム¹³⁷が検出されたが、TNの親会社ヌーケムは当局に通報しなかった。こうしたベルギー由来の廃棄物の入った容器は三二一個に達した。また両国間の数百回に及ぶ核物質輸送を通じて、二四〇〇件以上の「虚偽」申告が見つかった。さらにベルギー放射性廃棄物管理庁の調査により、ドイツから運ばれた核廃棄物容器七〇〇個がTNの子会社Smet-Jetに引き渡された後、ベルギーで行方不明となったことも明らかになった。

第二に、TNの賄賂事件である。連邦議会のSPDと緑の党の両会派共同調査委員会報告（一九九〇年一月一五

日）は、T Nが「一九八一年から一九八七年まで多くの経営陣の指示または了解とヌーケムの従業員の関与の下、ドイツの原発の職員と、幾つかの事業会社の本社総務部職員に」多額の金品を提供していたことを明らかにした。五〇〇（六〇〇万DMの賄賂がドイツのほぼ全ての原発やベルギー・モルの核廃棄物センターの従業員、特に放射線防護管理者として働く人々を含む少なくとも四七人に贈られていた（Mohr 2001：260）。賄賂の捻出にはヌーケムも関わっており、ペーパーカンパニーのスイスの口座に架空の業務に対する対価を自ら支払っていた。

しかしながら、西ドイツの核物質輸送の八割を支配していたT Nが、虚偽申告隠蔽だけのために数百万マルクもの賄賂をばらまくのは不自然だった。そこに持ち上がったのが第三の核物質密輸疑惑である。ヌーケムやT Nがベルギー経由で核分裂性物質をパキスタンとリビアに、またヌーケムの子会社（Inter-Nuclear）が重水をスイス経由でパキスタンに輸出し、核兵器拡散のリスクを高めていた疑惑である。さらにヌーケムやT Nの関連会社でもあるブリュッセルの原子力企業、ベルゴヌクレール（BN）はかねてからパキスタンに原子力技術のノウハウを提供しており、一九七〇年代初めにはパキスタンに原子力技術の「パイロット施設」を建設していた。

こうした疑惑が明るみに出る過程で、原子力産業では左遷や早期退職、解雇が発生し、捜査対象となったプロイセン電力の技術者とT Nの経営者は自殺した。CDUの州環境相ヴァイマル（Karlheinz Weimar）は一九八七年七月、安全上の不備を理由にヌーケムの主要部分の閉鎖を命じ、一九八八年一月一日には核拡散疑惑を理由に、その原子力法上の認可を取り消した。また一九八七年二月一日、ヴァルマンの後任の連邦環境相テプファーは賄賂発覚と放射性物質の違法な移動を理由にT Nの輸送認可を取り消した（Mohr 2001：258-259）。

さらに一九八七年二月一日、ヌーケムの大株主であるRWEのビブリス原発A号機で放射能を帯びた水が格納容器の外に漏れる事故が起きていたことが、一九八八年十二月、米国の業界誌の発表で初めて明るみに出た。冷却材

喪失事故を招きかねなかったこの事故については、テプファー連邦環境相とRWE経営陣の間で一九八九年一月に数回の協議が行われ（Czada 2003：75）、その仲介をしたヘッセン州経済相ヴァイマルは、TÜVバイエルンの鑑定に基づき、四九もの追加的安全措置を命じた（Radkau und Hahn 2013：335, 343）。

相次ぐ不祥事の結果、ハーナウの事業所は一九八八年一〇月、ドイツ銀行主導で再編された。ヌーケムA工場とそこから派生したホーベクの工場は一九八八年末に開け渡され、それぞれ一九九三年と一九九五年から解体と除染が開始された（Hessische Staatskanzlei 2000：408）。ヌーケムは核燃料製造から撤退し、一九九〇年代に米国に本拠を移して、太陽光発電や原発廃炉、放射性廃棄物管理などを事業分野とする多国籍企業となった。二〇〇六年にヌーケムの国際持ち株会社設立された後、グループ企業は米国やロシアなどの企業に売却され、二〇一三年にヌーケム本体がカナダのウラン鉱山会社カメコ傘下に入った。核燃料製造部門はRBUやアルケムとともに「ジーマンス核燃料工場」に統合され、労組は原子力維持派のIGCPKから脱原子力路線のIGMの傘下に入った。TNは一九八八年七月に解散し、その業務は連邦環境相の決定に従い、連邦鉄道に移管された。

ジーマンス傘下に入っても旧工場（RBU、アルケム）は原子力法七条認可を受けずに移行規定に基づく運転を続けた。一九八七年から一九九一年にかけてCDU・FDP州政権が出した一連の認可に対しては、その都度行政訴訟が起こされた。その頃には原告のほぼ全員が緑の党員であり、緑の党の郡支部、ハーナウ地域支部、およびヘッセン州支部が訴訟を資金面で支えた（Dietz 2000）。ヴァイマル州環境相は一九八七年一〇月七日、当時のアルケム社の建屋新設や設備増築および事後認可の申請に対して、第一次部分認可を発令した。さらに一九八二年二月二〇日や一九八三年三月三十一日の事前同意だけで行われていた旧アルケムの活動（一九八七年一月のアルケム判決の対象となったMOX燃料の燃料棒仕様や転換工程の変更のための工事など）への事後認可の申請に対しても、一九八八年四

月二七日、第一次部分認可を発令した。これに対しカッセルの州高等行政裁判所は一九八九年十一月一日、公衆への情報開示の機会の不備などを理由に、「法的に瑕疵がある」と判断した。⁽³⁶⁾ この訴訟には二人の市民とマイン・キンツィツと郡の赤緑連立郡参事会が原告として参加していた。しかしベルリンの連邦行政裁判所では原告が敗訴した。⁽³⁷⁾

CDU・FDPの州政権はまた、アルケム旧工場に隣接する新MOX燃料工場の建設について上記の一九八七年一〇月の第一次に続いて一九八九年四月の第二次から一九九一年三月の第六次までの建設ないし運転の部分認可を発令し、うち第五次工期部分までは一九九三年時点で五〇～九〇%の工事進捗率に達した。約九億五〇〇〇万マルク（約六〇〇億円）が投じられた。これに対し、二名の住民が、プルトニウムの強毒性と高放射能、および工事が旧工場へ及ぼす危険性を根拠に、ジーマンスと州環境省を相手取って差止め訴訟を起こした。原告の一人はディーツの幼い娘クララ（一九九四年当時七歳）であり、環境保護市民イニシアチヴ連合（BBU）の支援を受けていた。⁽³⁸⁾

ウラン加工工程（旧RBU）の大幅な容量拡大も一九八八年七月から一九九〇年一〇月にかけて段階的に認可されたが、一九九〇年一二月一二日、旧RBU工場からの排ガスが反応して高濃度の窒化アンモニアが発生・爆発し、労働者二名が負傷した。⁽³⁹⁾ 州環境相は事故原因解明までの全工場停止を命じた。

一九九〇年一二月二日、統一ドイツ初の連邦議会選挙が行われ、ドイツ統一問題が有権者の投票行動に影響を及ぼして、連邦与党が勝者となった。SPDは前回と前々回の選挙に続いて票を減らした。緑の党は、旧西ドイツ地域で四・八%にとどまり、議席獲得要件五%を超えられなかった。しかし旧東ドイツ地域では、旧体制下の反体制民主化活動家を中心とした「九〇年同盟」と緑の党の共通候補者リストが六・一%の得票率で八議席を獲得した。選挙前に緑の党と民主社会党（PDS）からの要求が連邦憲法裁判所に認められ、今回の選挙だけは旧東西ドイツ地域のいずれか五%を獲得した政党に議席が配分されることになったが、緑の党は東西の党組織を一本化しなかったため、西側の

緑の党はこの決定の恩恵を受けられなかったのである。

前後してニードーザクセンでは五月一二日の州議会選挙の結果、SPDのシュレーダー (Gerhard Schröder) を首班に赤緑州政権が成立したが、緑の党は一・六%減の五・五%に落ち込んだ。また一九八九年三月に誕生したSPDとAL (オルターナティヴ・リスト) の連立州政権の決裂 (十一月) を受け、連邦議会選挙と同日に行われた初の統一ベルリン州議会選挙では、東ベルリン緑の党と合併して「緑の党・AL」に改称していたベルリン緑の党は、SPDとともに票を減らした。赤緑連立モデルだけでなく、緑の党自身も存立意義を問われていた。

この状況下でヘッセン州議会選挙が行われることになった。CDUとFDPは選挙公約で原子力の推進を唱えた。これに対し、SPDの筆頭候補者アイヒェルは、カッセル市長として赤緑提携の先駆者だったが、新旧両方の政策課題への配慮を見せた。選挙綱領では、男女同権や公共住宅の建設、自治体の外国人選挙権の導入、教師の増員、鉄道交通の優遇、脱原子力などを公約とし、また男女各五人ずつから構成される「影の内閣」を提示したほか、一月十七日に勃発した湾岸戦争に際しては軍事的解決に反対の姿勢を示した。ヘッセン緑の党は二人の州議会会派共同代表、フィッシャーとブラウル (Tris Braul) を筆頭候補者として強調する選挙戦術を初めて採用した⁽⁴⁾。SPDと同様、湾岸戦争を選挙の重要争点に掲げ、多国籍軍の軍事行動を批判し、平和運動からの追い風を受けた。

投票直前の世論調査によれば、保守・自由連立をCDU支持層は七三・〇%が、FDP支持層は八〇・五%が支持し、赤緑連立は緑の党支持層の七九・五%が支持していた。これに対し、SPD支持層では、赤緑連立への支持が前回選挙時の五五・二%から三三・三%へと減少する一方、大連立は二一・〇%、FDPとの連立は三〇・〇%が好み、拡散していた (Schmitt-Beck 1991: 228-234, 242)。一九九一年一月二〇日に行われた選挙の結果は、前回と比べた得票率と議席数の移動がわずかだった。CDUが一議席減の四六議席、SPDが二議席増の四六議席、緑の党が前回と変わらず

一〇議席、FDPが一議席減の八議席となった⁽⁴²⁾。

選挙後、SPDと緑の党の連立交渉は約八週間で妥結し、ヘッセンで二度目の、そして全国的に四度目の赤緑州政権が一九九一年四月五日に発足した。SPDの公約に従い、州閣僚は男女五名ずつで構成され、女性省（州女性労働社会秩序省）も創設された。緑の党は二大臣と三政務次官を獲得した。なかでもフィッシャーに与えられた環境エネルギーの所管権限には原子力も含まれ、州副首相の地位と連邦参議院での州政府代表の役割を持つ「連邦関係事務」の所管権限も獲得した。また州首相府官房長と州政府報道官を傘下に置く州首相の特権に匹敵する、次官二人を持つ特権も与えられた。環境次官にはバーケ（Rainer Baake）⁽⁴³⁾が、連邦関係事務担当次官にはリーデルが就いた。フィッシャーはまた州政府報道官に腹心のディックを充てた。緑の党はその他に県長官のポストを一つ確保した。また緑の党のブラウルは青年家族保健相となり、次官を始め、大臣秘書課の管理職も全員女性にした（Johnsen 1993: 807-808）。連立協定では、ジーマンス核燃料工場とRWEのビブリス原発を閉鎖させるため、州が持つ既存施設の安全審査権限を駆使することが謳われ、原子力はもはや連立与党間の対立点ではなくなった⁽⁴⁴⁾。

一九九一年四月一四日、プルトニウム容器が搬入時に破損し、二人の労働者が被曝した。次いで六月一七日、工場に隣接したバンカーで同様の事故が起き、労働者一人とユーラトムの検査官一人が被曝した。フィッシャーは六月一八日、連邦環境相の了解を得てプルトニウム加工工程（旧アルケム）の停止を命じた。その後も工場内でボヤなどが再三起きた。さらに八月、ハーナウの工場に隣接する州立林業学校にアンモニアのガスが流れ込み、フランクフルトの営業監督官がこれを確認したため、アンモニアを大量に使用しているウラン加工部門（旧RBU）の閉鎖をフィッシャーは公害防止法上の州の権限に基づいて命じた。こうした事故を受け、彼はプルトニウム工場の「弱点分析」を、ジーマンスの代表が管理委員会に座っているTUVバイエルンではなく、ダルムシュタットのエコ研究所に委託した。

この間、テプファーはプルトニウム加工工程の再開を要求したが、一月初めに提出された「弱点分析」の勧告の検討が必要としてフィッシャーはこれを拒否した。⁽⁴⁵⁾

さらに前環境相ヴァイマルの下で一九九〇年一月から一九九一年二月にかけ、州環境省職員が認可書類を規制対象であるジーマンスに渡し、修正させていたことが一九九一年一月、明るみに出た。旧RBU工場で起きた爆発事故を受け、MOX燃料加工部門（旧アルケム）でも爆発防止のための追加的措置を求められる可能性があったこととの関連が疑われた。四月の引き継ぎ前にヴァイマルは大急ぎでプルトニウム工程の運転認可を出し、テプファーの承認を受けていた。こうしたことから、フィッシャーは書類をめぐる不祥事を理由に法律上の認可規定の遵守が不可能として、MOX新工場についても第五次部分認可の執行を停止し、建設工事中断を命じた。⁽⁴⁶⁾

連邦環境相テプファーは一九九一年末から一九九二年一月にかけ、生産停止の解除を指示したが、フィッシャーは拒否した。フィッシャーは、プルトニウム加工が暫定的な移行規定に基づいて運転されているので、運転再開を認めるのは違法な事前同意に当たるので出せないと回答した。一九九二年一月半ばに妥協が成立し、プルトニウム容器の除去のため、短期的な生産再開を厳格化された安全規程の下で認めることになった（Czada 2003: 75）。

一九九一年一月、州都ヴィースバーデンでハーナウの原子力事業所の運転継続と維持を求めるデモが行われ、工場全従業員二〇〇〇人と、エアランゲンのジーマンス本部やビブリス原発などから五〇〇人が参加し、会社側が用意したバスで州環境省前に到着した。一方、IGM執行部はすでに一九八七年二月、KWU事業所のIGM所属従業員代表委員たちに核燃料工場の産業転換を訴えていたが、地元のIGMは一九九一年一月デモの後、ジーマンスと赤緑州政府に対し、「ハーナウの核燃料工場の転換に関する共同構想の作成と、他の産業への転換の際に、現在原子力技術のみに依存している雇用をどのようにして維持するかに関する鑑定書」の作成を要請し、一月上旬には雇用転

換に関する七項目プログラムを公表した。

一九九一年一月九日から三日間、F R紙の主催で「原子からの決別」と題する討論会がハーナウで開かれた。⁽⁴⁷⁾ 参加者五〇〇人のうち半数は核燃料工場の従業員だった。登壇したのは州環境相フィッシャー、その前任者ヴァイマル、ダルムシュタットのエコ研究所のキュッパース（Christian Küppers）、IGMの社会学者ヘアマン（Klaus Hermann）、及び従業員代表委員会会長ムック（Norbert Mook）であり、核燃料工場の取締役は参加しなかった。ヘアマンは、「IGMは職場の確保のために協力するが、いかなる代償を払ってでもというわけではない。我々はDGBやSPDと同様に脱原子力決議を採択しており、それを支持している。ハーナウでは他に生産できるものはないという経営陣の呪文は、従業員のリスクを劇的に高めると考える」と述べたが、従業員の抗議の笛で迎えられた（Mohr 2001 : 333-338）。

核燃料工場では一九九一年二月から操業短縮が始まり、対象となった労働者の数は六〇〇人に達していた。一九九三年一〇月、七〇〇人の従業員がボンでデモを行い、連邦環境相に対し、操業再開を州環境省に命じるよう訴えた（Mohr 2001 : 340）。

一九九三年七月二一日、カッセル州高等行政裁判所は、新MOX工場建設に対する三つの部分認可について、安全基準の順守が不十分として無効と判断した。⁽⁴⁸⁾ これを受けVDEW（ドイツ電気事業連合会）の広報官は一九九三年九月、「長引く法的問題のため」ハーナウを放棄する可能性を排除しないと説明した。すでに電力最大手のVEBAとRW Eの社長たちは、一九九二年一月の連邦首相宛ての書簡の中で、使用済み核燃料の再処理を「できるだけ早い時点で終了する」ことを見込んでおり、その際ハーナウでの「新MOX燃料工場の建設続行と運転開始」が不要になるとしていた。さらに一九九四年四月下旬、ドイツの原発事業者は、旧アルケム工場にはもはや融資しないという決定を発表した。行政裁判所の決定による新工場の建設中断を受け、ジーメンスは従業員数を一九九四年九月三〇日まで

に一五〇〇人から九〇〇人へ削減することにし、他方で経費節減のためウラン加工部門の一部を米国に移転したため、ウラン燃料の組み立てのみがハーナウに残された。

一九九三年の第一審判決に対する控訴審で連邦行政裁判所は一九九四年八月九日、新MOX工場の建設続行と運転開始を認める決定を下した⁽⁴⁹⁾。しかしジーメンズの経営陣は一九九四年二月初め、ハーナウからウラン加工部門を米国やベルギー、フランスに移転すると発表し、「国際標準を大きく上回る認可基準によるコスト増大」と、ハーナウの産業立地の国際競争力を失わせるヘッセン州の「脱原子力志向の法執行」を理由に挙げた。一九九五年二月の州議会選挙で保守政権復活の望みが絶たれた後の四月末、ジーメンズはハーナウのMOX加工施設の閉鎖を表明し、七月初めには新工場建設の中止も発表した。ハーナウには四三〇人の従業員のみが残り、貯蔵庫に残された二・三トンのプルトニウムと七三〇トンの濃縮ウランの監視や工場解体に当たることになった(Mohr 2001: 340-353)。州環境省はウラン加工部門の解体を一九九八年に認可した(Hessische Staatskanzlei 2000: 409)。旧アルケムのプルトニウム加工工場の解体に向けた最後の聴聞会は二〇〇〇年五月に行われた⁽⁵⁰⁾。

5. 総括——原子力安全規制の政治争点化の条件

大量の核物質を扱う核燃料工場は、事故が起きた場合の被害や、違法な輸出が核兵器拡散につながるリスクが大きい。しかしこうしたリスクの認知・評価には専門知識を必要とする上に、ハーナウの核燃料工場のような許認可をめぐる複雑な法的事情は一般市民の関心を引きにくい。さらに地元では反原発運動が小規模だった。こうした不利な条件にもかかわらず、核燃料工場問題を重要な政治争点に押し上げた要因は何だったのか。

起点は政治参加に求められる。空港反対運動を始めとする様々な「新しい社会運動」や学生運動の参加経験を持つ

大学所在都市の青年層を中心に、緑の党への支持が拡大した結果、一九八二年のヘッセン州議会選挙では二大政党のいずれも多数派を形成できず、緑の党がSPDの暫定少数政権の維持を左右しうる位置を得た。これは政党間競争を強めると同時に、両党の連携の可能性を生み出した。当時SPDは連邦で野党に転じ、政権戦略の新たなパートナーの模索と、労働者階級・第二次産業中心から新中間層・第三次産業も含めた多様な支持の獲得への模索を始めていた。こうしてヘッセン州のSPDと緑の党の連携は全国政治の今後を占う重要性を帯び、各党内では路線論争が起き、特に緑の党内では原理派と現実派の対立が全国に波及した。それでも連携に踏み切った両党の不一致点として一九八五年の第一次赤緑州政権の成立後まで残った最大の争点が、核燃料工場の認可問題だったのである。さらにチエルノブイリ原発事故後、新設された連邦環境相にヘッセンCDUの代表が就任し、一九八七年州議会選挙後はヘッセン州首相に就任した。彼の後任の連邦環境相は、一九九一年州議会選挙に誕生した第二次赤緑州政権の環境相と、核燃料工場の運転や新設の認可をめぐる対立を繰り返した。このように政治参加の拡大を起点に政党間の競争が刺激され、全国的な政権戦略のモデルとなりうる連立交渉に発展し、さらに連邦と州の競争にも波及したため、核燃料工場の安全規制がメディアの注目を集め、重要政治争点となったのである。

こうした主体間の関係の連鎖的な変化は、偶発的な要因によっても助長された。核燃料工場では労働被曝や環境への放射能放出が早くから起きていたと推察されるが、それが相次いで発覚するのは一九八四年以降である。つまり核燃料工場の認可状況が政治争点化するにつれて、労働災害や放射能放出が報道に値する事件として認知されるようになった。さらにチエルノブイリ原発事故が起き、紛争主体間の対立を強め、一層の核燃料企業の不祥事の発覚・報道につながったのである。こうした労働災害や不祥事はさらに、労働界の意識変化も促し、緑の党との間で産業転換をめぐる議論に発展した。核燃料企業の従業員代表委員会は原子力に最後まで固執したが、その影響は限られていた。

次に、こうした政治過程を助長した制度的条件を検討したい。ハーナウの少数精鋭の反原発グループ、IUHに有利に働いたのは、多段階的な原子力施設認可手続きに伴う多数の訴訟の機会、および市民の政治参加を重視したSPD・FDP連邦政権下の原子力法改正（認可資料の公開や聴聞会の開催を伴う「七条認可」を核燃料企業にも義務づけたこと）である。また緑の党の州議会進出は情報開示の機会を拡大したほか、IUHの指導者自身が緑の党のハーナウ市議になり、彼らが原告となった行政訴訟を緑の党が財政的に支えた。

緑の党内部では、一九八一年にフランクフルト市議会に拠点を築いた原理派が当初支配的だった。しかし一九八二年に緑の党が州議会に進出し、SPDの少数政権との交渉による政策実現の機会が生じると、緑の党会派は議会政治の論理への適応を選択する。市議よりも州議会議員の方が、さらにフランクフルトの社会運動界に基盤を持つ現実派の同州選出連邦議会議員の方が、メディアの注目度という資源に恵まれていた。もちろんフィッシャーという傑出したリーダーの存在も無視できない。またカッセルや、後にはハーナウの属するマイン・キンツィツヒ郡などでも緑の党とSPDの連立する自治体政府が増え、現実路線への転換を促した。緑の党が「草の根民主制」と呼んだ党内運営規則は、党員の対等性の確保や一般市民との垣根を取り払うことで参加民主主義を促進した一方、議員職のローテーション制や全会議の公開、および党役職と議員職の分離など、選挙競争や連立交渉の論理にそぐわないものもあり、徐々に合理化されていった。

また連邦委任行政の枠内での連邦と州の争いにおいては、多元化した専門鑑定人の競争（TUVバイエルン、TUVヘッセン、エコ研究所、放射線防護委員会、法律家）や法治国家的手段（連邦憲法裁判所、行政裁判所）が駆使された点もドイツ特有である。原子力のリスクについては科学的に不確実性と価値観の相違から、異なった評価が衝突するので、異なる立場の専門家が行政過程に組み込まれるに至ったドイツの状況は示唆に富む。

ヘッセンの「赤緑」政権の担い手たちは、核燃料工場閉鎖を実現したノウハウと人脈をもって、一九九八年秋に誕生する連邦の赤緑政権の脱原子力政策を主導していくのである。⁽⁵¹⁾

注

- (1) FAZ 224/27.9.1983: Die Ergebnisse aus den Hessischen Wahlkreisen und die Direkt mandate.
- (2) Vereinbarung zwischen SPD und GRÜNEN für die 11. Wahlperiode. Wiesbaden, 1984.
- (3) 経済相には無名のシュテーターガー (Ulrich Steger) が任命された。彼はかつてドイツ原子力産業会議で働いていた。
- (4) 大臣は赤緑協定を推進したSPD南ヘッセン支部長ゲアラッハ (Willi Görlach)。
- (5) Spiegel 28/9.7.1984: Hessen. Hilfe fürs Prof.
- (6) BeckRS 2005: 23578. (Beck Online)
- (7) 一九八五年六月、RBUに関して九日間、ホーベクに関して三日間開かれた聴聞会にも、BUND (ドイツ自然環境保護連盟) ヘッセン支部は参加し、特に前者では情報開示に消極的な州経済省の姿勢を批判した。FR 146/28.6.1985: „Höbegg in Hanau stößt keine Schadstoffe aus“.
- (8) Spiegel 42/15.10.1984: Die Kern-Frage.
- (9) Spiegel 12/18.3.1985: Offenbar versagt.
- (10) <http://www.oekoenergie.de/nhz-ah-1.htm>
- (11) ジーメンス系の高速増殖炉出資企業インターアトムの技術者。警察からテロリストとの接触の疑いをかけられ、不当な取り調べを受けたため、有名になった。
- (12) 「将来の原子力政策」連邦議会第一次特別調査委員会 (一九七九—一九八〇年) の議長。
- (13) 一九九九年から二〇一四年までRSK委員、特に二〇〇二年から二〇〇六年まで委員長。
- (14) 二〇〇二年から二〇一〇年までビルクホフアーの後任としてGRS所長を引き継ぎ、また一九九九年から二〇〇二年までRSK委員長、二〇〇九年までRSK委員。

- (15) Vereinbarung zwischen SPD und GRÜNEN vom 12. Juni 1985.
- (16) 一九八八年のフィッシャーの連邦外相就任後、外務省企画課長、チリ、ベネズエラ大使。
- (17) 一九八九年から一九九九年までフランクフルト市環境エネルギー防火課長、一九九九年からコソボやグアテマラ、アフガニスタンの国連平和維持活動の代表や代行、二〇〇九年から連邦議会議員(緑の党派の人権問題担当)。
- (18) 一九八八年からシュビエル誌、一九九九年から南ドイツ新聞(SZ)の記者。
- (19) 一九八〇年からバーデン・ヴュルテンベルク州議会議員、緑の党内の小派閥「エコ・リバタリアン」の指導者、二〇一一年から緑の党初の州首相。
- (20) 弁護士、一九八九年から州議会議員、一九九一年から一九九四年までフィッシャーの下で州環境省事務次官、一九九四年から一九九六年までザクセン・アンハルト州赤緑政権の法務次官、二〇〇一年から二〇〇五年まで連邦議会「現代医療の法と倫理」特別調査委員会委員、二〇〇八年に連邦議会の推薦で「ドイツ倫理評議会」委員。
- (21) 一九八七年五月から連邦環境相。一九九八年から二〇〇六年まで国際連合環境計画(UNEP)事務局長。
- (22) 彼は一九七八年六月から大臣指名直前までプロイセンエレクトラ(VEBA)コンツェルンの子会社で西ドイツ第二の電力会社)の監督役会の役員だった(SPIEGEL 24/9.6.1986: 20)。
- (23) 放射線防護令は線量限界値や放射性物質取扱いの原則、情報・報告義務、核物質の輸送や最終処分について定めている。
- (24) 緑の党現実派の連邦議会議員シリィ(Otto Schily)の弁護士事務所との共同経営者。
- (25) 起訴された州経済省の幹部三人のうち、課長は一九八二年にSPDを離党しており、課長代理はCDU党员だった。Spiegel 12/18.3.1985: Offenbar versagt.
- (26) Stern 16/10.4.1986: 200-202: Affäre. Beim TÜV tickt eine Bombe. TÜVバイエルンの客観性への疑問も指摘されており、一九八六年三月に連邦議会でシリィ議員ら緑の党派が追及した(BT-Drs. 10/5160: 7.3.1986)。
- (27) 同様の請求をSPD連邦議会会派は一九八八年四月二一日にも行ったが、カルカー高速増殖炉とヴァッカーズドルフ再処理工場の計画が放棄された後、請求を取り下げた。
- (28) <http://www.oeko-buero.de/nhz-ab-3.htm>; Spiegel 13/23.3.1987: Jeder Hammer; Spiegel 39/22.9.1986: Dampf von allen Seiten.
- (29) FR 284/7.12.1985: Radioaktive Stoffe im Hanauer Abwassernetz; FR 286/10.12.1985: Neue Panne bei der Atomfirma Nukern.
- (30) Spiegel 13/23.3.1987: Jeder Hammer.

- (31) Koalitionsvereinbarung für die 12. Wahlperiode des Hessischen Landtages (1987-1991) zwischen CDU und F.D.P. Wiesbaden, den 22. April 1987.
- (32) 取締役二人と州経済省職員三人に対して同日、別々に判決が下された。LG Hanau, Urteil v. 12. 11. 1987. NJW 1988, 571; NSZ 1988, 179 (Beck Online) 参照。
- (33) 報告書は州議会議事録HL-Drs. 12/6780 (5. 6. 1990); 12/6850 (13. 6. 1990)
- (34) 連邦議会議事録BT-Drs. 11/7800 (15. 10. 1990) にはベルギー議会の報告書と欧州議会の報告書が含まれている。
- (35) SPIEGEL 3/18. 1. 1988; Selbstmord des Atoms.
- (36) VGH Kassel, Urteil v. 1. 11. 1989. NVwZ-RR 1990, 128 (Beck Online) 参照。
- (37) Hessischer Verwaltungsgerichtshof legt Hanauer Atomfabrik still, 1. November 1989, in: Zeitgeschichte in Hessen (<http://www.lgis-hessende/de/subjects/idec/sm/edb/id/1570>) (Stand: 1. 11. 2012).
- (38) BeckRS 2005, 23578 (Beck Online). 梶村1993, SZ29, 7. 1994; Hanauer Plutoniumfabrik vor dem Bundesverwaltungsgericht: SZ 10, 8. 1994; Gericht hebt Baustop für Hanauer Plutoniumfabrik auf.
- (39) 一九九〇年六月にTUVバイエルンが出した施設の安全性に関する鑑定書は、排ガス洗浄装置も検査していたが、臨界管理にしか注意を向けていなかった。Spiegel 3/14. 1. 1991: Verpufung mit Schlamm.
- (40) デイットフルト、ツィーランら原理派は一九九〇年一二月の州党大会で、離党勧告を受け、最終的に一九九一年五月、同志三〇〇人とともに離党し、新党（現在はÖkolinx/反ファシスト・リスト）を旗揚げし、フランクフルト市議としての活動を続けた。
- (41) 緑の党では全国的にも現在まで議員団や党要職の人事は男女共同代表制、比例代表選挙名簿の作成は男女交互の名簿登載とする原則を今も維持している。
- (42) 一九八九年三月一日に行われたヘッセン州統一自治体選挙では、郡・独立市の州平均得票率でCDUが大きく減らし、FDPが微減、SPDが微増したのに対し、緑の党が得票を伸ばした。その結果、赤緑の連立行政の多くが続行し、あるいは新たに成立し、州の赤緑政権復活を助けた。なかでもフランクフルトでは連邦SPDの脱原発への政策転換を主導したハウフ元連邦研究技術相が市長に就く一方、緑の党は三人の常勤課長職（環境課長に就任したケーニヒスを含む）に加え、外国人との共生社会を推進する「多文化課」の設置を勝ち取り、その無給名誉課長にコーンベンディットが就任した（Hermann et al. 1990, 69）。
- (43) 一九八五年に緑の党員として初めてヘッセン州環境省の事務職員になり、事務次官に昇格した後、核燃料工場やビブリス原発の間

題の経験を踏まえて一九九八年に誕生する赤緑連邦政権の脱原子力戦略を起草し、同政権では連邦環境省トリティン(Jürgen Trittin)の事務次官に就き、二〇〇二年の脱原子力法改正や再生可能エネルギー推進政策を担当した。二〇一四年からはSPD党首で連邦経済エネルギー相のガブリエル(Sigmar Gabriel)の事務次官。

- (44) Koalitionsvereinbarungen für die 13. Wahlperiode des Hessischen Landtages zwischen GRÜNEN & SPD 1991-1995. Morfelden-Walldorf den 8. März 1991.
- (45) FR 261/9. 11. 1991: Plutoniumbetrieb: Fischer erteilt Töfler Absage.
- (46) Spiegel 49/2. 12. 1991: Den müssen wir ernst nehmen: 46/11. 11. 1991: Inventur bei Fischer.
- (47) FR 264/13. 11. 1991: Annäherung der Standpunkte nicht zu erkennen. FR-Forum in Hanau über das Thema Konversion.
- (48) VGH Kassel, Entscheidung v. 21. 07. 1993. BeckRS 2005: 23578(Beck Online).
- (49) BVerwG, Urteil v. 9. 8. 1994: NVwZ 1995: 999, 1002(Beck Online)
- (50) 核燃料工場はその後も物議をかもしした。過去の労働者被曝に関してヌーケムが過小評価する鑑定書を作成していたことが一九九〇年代後半に問題になった。また工場施設がまずロシアに、ついで中国に売却される商談が二〇〇〇年代前半に持ち上がった。当時のシュレーダー連邦首相(SPD)が積極姿勢を示したが、連立相手の緑の党は反対し、最終的に商談が成立しなかった。工場の解体と除染作業は五億ユーロを要したと推定される。核燃料は二〇〇五年から撤去が開始され、プルトニウム貯蔵庫はBfSによって撤去された。しかし最終処分場がないため、核物質の一部はその後敷地内に置かれた。この間、ドイツ第三の集中中間貯蔵施設の計画が持ち上がったが、再び訴訟が起これ、二〇〇九年にヘッセン州行政裁判所の判決で阻止された。
- (51) 本稿は元々は修士論文「緑の党と廃棄物政策——ドイツ連邦共和国ヘッセン州の場合」(一九九四年三月、北海道大学)に端を発し、博士論文「反原発運動の政治過程——ドイツと日本の比較分析——」(二〇〇二年三月、北海道大学)の第四部に発展したが、北海道大学の在外研修助成に基づくベルリンでの研究滞在(二〇一五年九月—二〇一六年三月)により、全面的な再構成・加筆を行い、ようやく公表が可能になった。北海学園ならびにベルリン自由大学環境政策研究所(ミランダ・シュラーズ教授)に感謝する。

文献(3・3以降)

梶村太郎一九九三「独ハーナウのMOX製造工場 建設中止へ」『原子力資料情報室通信』一三二号、八月三〇日。

- 高木仁三郎『渡辺美紀十二〇一一『食卓にあがった放射能』』七つ森書館。
- Bürklin, Wilhelm P., Gerhard Franz, and Rüdiger Schmitt, 1984: "Die hessische Landtagswahl vom 25. September 1983. Politische Neuordnung nach der „Wende“?," *Zeitschrift für Parlamentsfragen (Zparl)* 15(2): 237–253.
- Czada, Roland, 1990: Politics and administration during a 'nuclear-political' crisis. The Chernobyl disaster and radioactive fallout in Germany. *Contemporary Crises* 14: 285–311.
- Czada, Roland, 1993 (福永倫昭)
- Czada, Roland, 2003 (福永倫昭)
- Diez, Elmar, 2000: Ein langer Weg führte zum Erfolg. http://alt.gruene-fraktion-hanau.de/Person/Diez/Diez_Ein_langer_Weg.htm (110111年1月1日閲覧)
- Fischer, Joschka, 1986: Der Aufstieg aus der Atomenergie ist machbar – Mit einem Beitrag von Otto Schily. Hamburg: Rowohlt Taschenbuch Verlag.
- Fischer, Joschka, 1987: Regieren geht über Studieren. Ein politisches Tagebuch. Frankfurt am Main: Athenäum.
- Franz, Gerhard, Robert Danzinger, and Jürgen Wiegand, 1983. (福永倫昭)
- Hartel, Reiner, 2000. (福永倫昭)
- Herrmann, Broka, et al 1990: (福永倫昭)
- Hessische Staatskanzlei 2000: Hessen ABC. Das Nachschlagewerk zur Hessischen Landespolitik. Wiesbaden.
- Hohnmuth, Timo, 2014 (福永倫昭)
- Johnsen, 1988 (福永倫昭)
- Johnsen, Björn, 1993: "Rot-grün in Hessen," in: Raschke 1993, 789–809.
- Kleinert, Hubert, 1994: "DIE GRÜNEN in Hessen", in: Berg-Schlosser, Dirk and Thomas Noetzel, eds. *Parteien und Wahlen in Hessen 1946–1994*. Marburg: Schüren Presseverlag. 133–166.
- Knitter, Harald 1998: *Basisdemokratie und Medienelite: Die Parteiprominenz der GRÜNEN in der Presse*. Münster: LIT Verlag.
- Koopmans, Ruud and Jan Willem Duyvendak, 1995: The Political Construction of the Nuclear Energy Issue and Its Impact on the Mobilization of Anti-Nuclear Movements in Western Europe. *Social Problems* 42(2): 235–251.

Martin, Jacob, 1987 (福中倫監)

Mohr, Markus 2001: Die Gewerkschaften und der Atomkonflikt. Münster: Westfälisches Dampfboot.

Neuberger, Günter, 1986: „Eine Gefährdung der Bundesrepublik ist absolut auszuschließen.“ Die freie Information : ein Strahlenopfer, in: Sieker, Ekkehard, Hrsg., Tschernobyl und die Folgen. Fakten — Analysen — Ratschläge. Bornheim-Merten: Lannuv Verlag, 10–23.

Oppeln, Sabine Von, 1989: Die Linke im Kernenergiekonflikt. Deutschland und Frankreich im Vergleich. Frankfurt am Main and New York Campus.

Radkau, Joachim, and Lothar Hahn, 2013: Aufstieg und Fall der deutschen Atomwirtschaft. München : Oekom.

Raschke, Joachim, 1993 (福中倫監)

Scharf, Thomas, 1989: “Red Green coalitions at local level in Hesse,” in Eva Kolinsky, ed., The Greens in West Germany. Organisation and Policy Making. Oxford: Berg Publishers Limited, 159–187.

Schmitt, Rüdiger, 1987: “Die hessische Landtagswahl vom 5. April 1987. SPD in der „Modernisierungskrise“?, ZParl 18(3): 343–361.

Schmitt-Beck, Rüdiger, 1991: “Die hessische Landtagswahl vom 20. Januar 1991: Im Schatten der Weltpolitik kleine Verschiebungen mit großer Wirkung,” ZParl 22(2): 226–244.

Sontheimer 1987: (福中倫監)

Stephany, Manfred, 2005 (福中倫監)

Veen and Hoffmann, 1992 (福中倫監)

Vorstand der SPD, 1986: Jahrbuch der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands 1984–1985. Bonn: Vorwärts Verlag.

Zängl, Wolfgang, 1989: Deutschlands Strom. Die Politik der Elektrifizierung vom 1866 bis heute. Frankfurt am Main: Campus.

The “atom-village” in Germany and the politicization of nuclear energy safety regulation (2)

Hiroshi HONDA

Contents (continued)

- 3. The national relevance of the state-level politics and the nuclear fuel factories
 - 3.3 The strategic change of the Greens: the first red-green coalition in German states
 - 4. The political impacts of nuclear accidents and scandals
 - 4.1 Chernobyl and the reorganized safety regulation regime
 - 4.2 Intensified rivalry between the federal and the state governments
 - 4.3 Labor unions and accidents at the nuclear fuel factories
 - 4.4 The end of the nuclear fuel factories
 - 5. Conclusions
- References